

「スポーツ傷害見舞金」と「スポーツ安全保険」について

スポーツ傷害見舞金

校区自治連合会が主催するスポーツ活動で、2週間以上の治療日数を要する事故にあった場合に、堺市自治連合協議会より見舞金として5,000円を負傷された方へお渡しさせていただきます。

スポーツ安全保険

校区代表者の皆さんが、堺市自治連合協議会の活動計画に基づく団体活動中（役員会、定例会など）とその往復中に事故にあった場合、下記の内容を補償する保険。※毎年、市自治連事務局の方で加入しているものです。

傷害保険金額			
死亡	後遺障害 (最高)	事故の日からその日を含めて180日	
		入院日額 (1日目から /180日限度)	通院日額 (1日目から/30 日限度)
2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円

賠償責任保険支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭費用保険支払限度額
対人・対物賠償合算1事故5億円 (※ただし、対人賠償は1人1億円)	180万円